

## Land-Eco システム利用で コストダウンを

# 信頼性を担保する第三者評価

### 当事者同士だけでの土地取引リスク回避

2003年2月の土壌汚染対策法の施行以来、工場跡地や市街地などで土壌汚染が明らかになるケースが増加し、土壌に関する社会的関心は急速に高まっている。近年、土地取引などにおける土壌調査・浄化は不可欠となっているものの、その調査・浄化の正確さを客観的・専門的に評価し、その情報を社会に向けて開示する仕組みは整っていなかった。

環境と福祉をテーマとするNPO法人イー・ビーイング(大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルITM棟11F西、井上健雄理事長)は、調査・浄化結果を第三者が評価することで、利害関係者や社会からの信頼性を担保する一つの手段になると考え、Land-Eco土壌第三者評価システムを立ち上げた。

評価を行う土壌第三者評価委員会では、企業の調査・浄化対策の報告書について第三者評価を行う。そのため調査・浄化会社の技術や人材、組織体制について事前に審査を行う。

土壌第三者評価委員会は、深い見識をもつ研究者や実務経験豊富な技術士などにより組織される。さらにNPO法人ならではのネットワークを生かし、調査・浄化の内容に合わせて最適な評価を行うことができる。

第三者評価結果については、関係者の了解の上で、ホームページにより一般に公開される。現在8月から稼働を目指し、システム

の準備中だ。また、土壌第三者評価委員会自体の適格性や運営の適切性については、中央青山サステナビリティ認証機構(東京都)の審査・認証を受けているほか、組織内のチェック体制として評議会を設けている。

土壌第三者評価を生かして的確な調査・浄化を行うためには、調査・浄化が終

## リスクコミュニケーションや行政への報告資料などにも

了してから評価を受けるのではなく、調査・浄化の計画段階から評価を受け、随時フィードバックを受けることが重要となる。これにより、追加調査・浄化の必要性や不必要な調査・浄化

### ◆8月からHPで結果公開◆

の早期発見が可能となり、結果的にローコストで正確な調査・浄化を行うことができる。

また、調査・浄化結果やその第三者評価結果はあくまでもその時点でのものに過ぎないが、定期的なモニ



イー・ビーイング 井上健雄 理事長



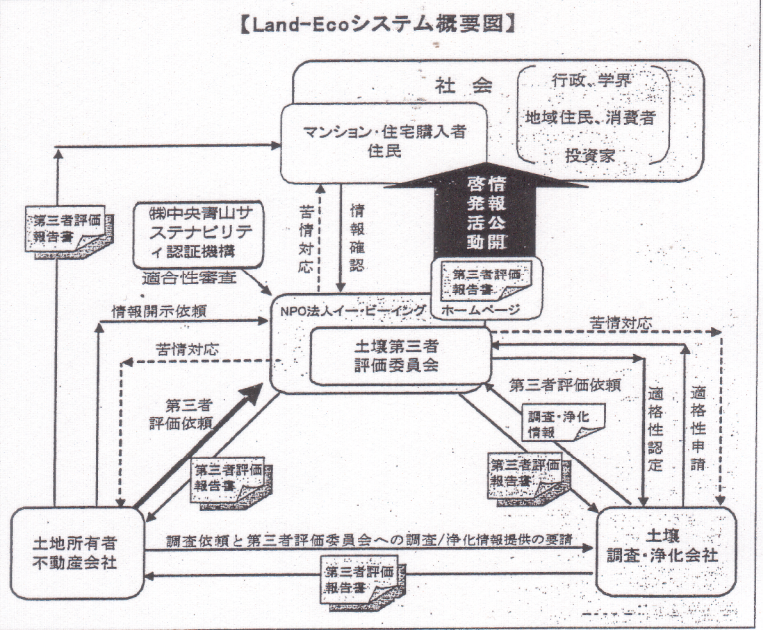
土壌第三者評価委員会 八木綾子 事務局長

タリングと第三者評価を継続することにより、長期にわたって土地の安全性を維持することができる。

取引業法の重要事項説明資料、不動産鑑定評価の基礎資料などとしての活用が可能だ。

既にこのシステムを利用した事業者からは、「第三者評価により利害関係者との対立が早期解決され、経済的負担が軽

減された」との声もある。土壌第三者評価委員会委員長の菅原正孝氏(大阪産業大学人間環境学部学部長)は、「NPOというまさに第三者機関が主体的にかかわるなど、これまでになかったシステムであり、当事者同士だけでの土地取引のリスク回避として格好のシステムである。さまざまな有意なデータ、工法などの情報共有につながるシステムでもあり、汚染土壌で悩んでいる方にこの委員会が活用されれば」と期待を寄せている。



### (問い合わせ先)

土壌第三者評価委員会 事務局: NPO法人 イー・ビーイング 担当: 八木  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルITM棟11F西 E-Mail: dojoyo@e-being.jp  
☎06-6614-1731 FAX 06-6614-1801 URL http://www.e-being.jp/3party/index.htm